

琵琶湖保全再生施策に関する計画第2期(素案)への主なご意見と対応案について
 【令和2年9月15日滋賀県環境審議会琵琶湖総合保全部会以降】

資料1-2

整理番号	ページ	箇所	ご意見	対応(案)
1	2	3(1)① 持続的な污水处理システムの構築	<p>下水道または農業集落排水施設の整備が当分の間、見込まれない地域においては、浄化槽による生活排水の処理を行う形で、県と市町が面的整備を推進してきた経過がある。国が定めた「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」においても、基本的な事項として、「下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の社会資本については、適切な維持・管理・更新を行うよう努めるものとする」とされており、下水道や農業集落排水施設だけではなく、浄化槽においても更新の推進は必要であるため、以下のとおり修正すべき。</p> <p>『浄化槽について、法定検査受検率の向上等による適正な維持管理及び更新を推進するとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進する。』</p>	ご意見のとおり修正します(「及び」はひらがな表記とします)。
2	4	3(3)①ア ヨシ群落の保全および再生	「ヤナギの巨木化」について、ヤナギもヨシ群落の一部であり、ヨシ群落を放置すれば自然とそうなるので、一概に問題であるとは言えないのではないか。「地域の特性に合わせて」などの文言を入れていただきたい。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>『ヨシ群落その他の在来植物の群落は在来魚の産卵繁殖場となるなど琵琶湖の生態系や生物多様性にとって重要であり、ヨシ群落の造成等により面積は回復しつつあるが、群落内のヤナギの巨木化によるヨシの生育不良などが見られることから、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例(平成4年滋賀県条例第17号)等に基づき、地域の特性に合わせて保全するとともに、造成・再生・維持管理を推進する。』</p>
3	5	3(3)④ア 水草の除去等	「水草を摂食するワタカなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。」とあるが、水草対策として効果はあるのだろうか、漁業者からワタカが増えすぎて困っているという声もあるので、「ワタカ」という文言を削除することはできないか。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>『水草を摂食するワタカなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。』 (「ワタカ」を削除)</p>

整理番号	ページ	箇所	ご意見	対応(案)
4	6	3(3)④イ 湖岸漂着ごみ等の処理	琵琶湖のプラスチックごみ対策について、発生抑制だけでは不十分である。琵琶湖の湖中や湖底に現存するプラスチックごみの回収についても謳うべきではないか。	プラスチックごみ対策について、陸域に発生したごみは河川等を通じ琵琶湖に流出していることから、まずはごみを出さないライフスタイルへの転換を図るとともに、散在性ごみの流出防止など発生抑制に向けた取組が必要であり、「(仮称)滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」を今年度策定し、対策を一層進めていこうとしているところです。 湖中や湖底のプラスチックごみの回収については、琵琶湖は広大で、水深も深く、ただちに対策を行うことは予算的・物理的に非常に困難であることから原案のとおりとしますが、ご意見をいただいている「漁網に掛かるプラスチックごみの回収」を含め、今後の対応の可能性については、庁内や市町と検討してまいります。
5	6	3(3)④イ 湖岸漂着ごみ等の処理	プラスチックごみは、環境中に排出されることが問題であるので、発生抑制に加えて適正処理について位置付けられないか。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 『・琵琶湖におけるプラスチックごみやマイクロプラスチックの増加を防止するため、プラスチックごみの発生抑制や適正処理に向けた取組を実施する。』
6	6	3(3)④イ 湖岸漂着ごみ等の処理	・プラスチックごみ対策を改定計画へ位置付ける理由は、プラスチックごみが琵琶湖で増加しているからなのか、それとも社会問題として取り上げられるようになったからなのか。 ・プラスチックごみの増減に関するデータが少ないと感じる。プラスチック対策を行っていくのであれば、その効果を見るためにも、何らかのモニタリングが必要ではないか。(モニタリング指標を検討する、ということでもよい。)	・近年、海洋プラスチックごみ問題を契機としたプラスチックごみ削減や水環境中のマイクロプラスチックの関心が高まっており、滋賀県においてもプラスチックごみゼロ宣言を行うとともに、「(仮称)滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」を今年度策定し、対策を一層進めていこうとしていること、また、琵琶湖でもマイクロプラスチックが検出されており、現段階では、懸念される影響は見られないものの、科学的知見の収集等を行う必要があるためです。 ・プラスチックごみのモニタリングについては、県では平成14年度からプラスチックごみも含めた散在性ごみの定点観測調査(100mまたは1000㎡の1日あたりのポイ捨てごみの量(調査地点38箇所平均個数))を実施しているところであり、ご意見を踏まえ、引き続きモニタリングを実施していきたいと考えています。

整理番号	ページ	箇所	ご意見	対応(案)
7	6~8	3(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の進行に関する事項	・農業に関することや、林業の成長産業化まで本計画に盛り込むというのは、本計画の趣旨から見ても広げすぎのような気がする。「林業の成長産業化等を目指した〇〇計画と協調して進めることで・・・」といった文言で、本計画が主ではないことを示したほうがわかりやすいように思う。	・琵琶湖保全再生法では、環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興(第17条)について規定されており、環境に配慮した農業や林業成長化について本計画に位置付け、施策を推進していくこととしています。 ・なお、本計画は、法に基づく琵琶湖の保全再生のための総合的な計画であり、農業や林業等に関する個別計画を別途策定しています。
8	6	3(5)①ア 環境に配慮した農業の普及	「オーガニック農業を推進する。」とあるが、オーガニック農業を進める上での消費者への理解やコストの問題などについても具体的に書いた方がよいのではないか。	本計画は琵琶湖の保全再生に関する総合的な計画であり、県および市町が実施すべき施策をできるだけ端的に位置付けていますので原案どおりとしますが、ご意見を踏まえて関連施策を進めてまいります。
9	7	3(5)①イ 山村の再生と林業の成長産業化	「林業の成長産業化を推進する。」とあるが、林業従事者が減る中で、どのように成長産業化をしていくのか、新たな商品の開発や暮らしの中で県産材をどのように活用していくのかを盛り込む必要があるのではないか。	・林業成長化に向けた人材確保・育成の取組として、令和元年度に「滋賀もりづくりアカデミー」を設置し、より高度で濃密な研修・教育を実施しているところであり、ご意見を踏まえて以下のとおり修正します。 『・林業経営の低迷等により適切な森林の整備が行われず、水源かん養等の多面的機能の低下が懸念されるため、 林業就業者の確保・育成を推進するとともに 、森林資源の循環利用につながる林業の成長産業化を推進する。』 ・なお、新たな商品の開発や県産材の活用については、「林業の成長産業化を推進する」に含まれており、原案のとおりとします。

整理番号	ページ	箇所	ご意見	対応(案)
10	8	3(5)③イ 琵琶湖の特性を活かした観光振興等	「観光、交通その他の産業に関する事項」の部分に記載されている施策を推進すると環境への負荷が増えるのではないか。「環境に配慮しながら行動いただく」ということを記載すべき。観光客のニーズにあった観光振興を全面に出すはいかがかと思う。	ご意見を踏まえ、「3(5)③イ 琵琶湖の特性を活かした観光振興等」を以下のとおり修正します。 『・琵琶湖の美しい風景や生活文化は、四季や時間の移ろいの中で様々な表情を持っている。その魅力をルールやマナーを守り、 環境に配慮しながら楽しむことにより琵琶湖についての学びを深めるため、湖上スポーツやナショナルサイクルルートに指定されたピワイチなど琵琶湖と親しむスポーツや、日本遺産として認定された「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」や「京都と大津を繋ぐ希望の水路 琵琶湖疏水一舟に乗り、歩いて触れる明治のひとつき」 をはじめ、琵琶湖の特性を活かしつつ、観光客等のニーズにあった観光等を推進する。』
11			琵琶湖の保全で滋賀県として先進的な取組を進めている中で観光との関わり方は大切であると考えている。琵琶湖は滋賀県にとって大きな魅力の一つであるが、ジェットスキーが走り回っているという現状もあり、保全と活用をどのように両立するかは大きな課題である。この部分の記載は十分に検討してほしい。	
12			「琵琶湖を活かす」に関する箇所について、改定内容を充実できないか。	
13			琵琶湖疏水は令和2年6月に日本遺産認定を受け、申請に際して策定した地域活性化計画の中で、疏水を通じた持続可能な地域の活性化や、琵琶湖と人々の共生関係の構築を目的としているため、以下のとおり追記すべき。 『 エ 琵琶湖疏水を活かした観光振興 ・琵琶湖の水の恵みは、日本遺産として認定された琵琶湖疏水を通じて100年に渡って京都に潤いをもたらしている。その魅力を今に伝えるとともに、京都と大津をつなぐ交通手段として活用し得る疏水通航の事業推進を図ることで、琵琶湖に対する理解と関心を深め、環境負荷の軽減につなげる。さらには、大津港までの航路延伸を支援することで、湖上交通との連携を図る。』	
14	9	4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項	「全層循環の未完了」について、より適切な表現を検討いただきたい。	いくつかの表現があることは承知していますが、県では統一してこの表現を用いますので、原案のとおりとします。

整理番号	ページ	箇所	ご意見	対応(案)
15	9	4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項	<p>全層循環未完了は熱収支・流体力学(水理学も含まれる)、植物プランクトンの増殖は生態学に関係する現象なので、「水理・水質現象」はフィットしない。「未経験の現象」で良いと思う。以下のとおり修正してどうか。</p> <p>『・琵琶湖北湖の全層循環の未完了とそれに伴う北湖深水層の貧酸素状態の長期化や、琵琶湖南湖における植物プランクトンの特異的な増殖等、気候変動の影響と考えられる未経験の水質・水理現象が確認されていることから、・・・』</p>	ご意見のとおり修正します。
16	9	4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項	<p>プラスチックごみ対策について、生分解性原材料への転換のための研究開発などモチベーションがあがる表現を入れられないか。</p>	<p>国に対して「民間企業等のプラスチック代替製品の研究開発への一層の支援と成果の活用」を要望しているところであり、いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。</p>
17	9	4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項	<p>気候変動やマイクロプラスチックへの対応として、科学的知見の収集を実施するとのことだが、世界中から情報を収集し、成果を世界へ発信するということを考えてほしい。</p>	<p>ご意見や琵琶湖保全再生法第1条の「琵琶湖の保全及び再生が我が国における湖沼の保全及び再生の先駆けの事例となり得る」という規定を踏まえ、「6(3)広報・啓発の実施」について以下のとおり修正します。</p> <p>『国民的資産である琵琶湖の多面的な重要性や、琵琶湖の保全および再生に関する事例について、県民をはじめ国内外への幅広い広報・啓発を実施する。』</p>
18	9	5(1)① 多様な主体の協働と交流の推進	<p>多様な主体の参加による評価の仕組みに関して、計画に盛り込まないか。</p>	<p>・ご指摘の点については、「5(1)① 多様な主体の協働と交流の推進」に記載している「マザーレイクゴールズの推進体制を構築する」に含まれていることから、原案のとおりとします。</p> <p>・なお、多様な主体の参加による評価の仕組みに関してはマザーレイクゴールズの推進体制を構築していく中で検討してまいります。</p>

整理番号	ページ	箇所	ご意見	対応(案)
19	9	5(1)① 多様な主体の協働と交流の推進	「保全再生」とあるが、その他の項目では、すべて「保全および再生」と記載されており、その記載ぶりと合わせるため以下のとおり修正すべき。 『・多様な主体による琵琶湖の保全および再生に向けた主体的な取組を後押しし、適切な環境への関わりを創出するため、マザーレイクゴールズの推進体制を構築する。』	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 『・多様な主体による琵琶湖の保全および再生に向けた主体的な取組を後押しし、目標に向かい協働することで適切な環境への関わりを創出するため、マザーレイクゴールズの推進体制を構築する。』
20	9	5(1)① 多様な主体の協働と交流の推進	「後押し」を「協働し」に修正するなど記述をもう少し強めるべき。	
21	10	7(5) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する事項	新型コロナウイルス感染症対策について、計画の中で何らかの形で盛り込んでいただきたい。	本計画には「琵琶湖を活かした観光振興」や「体験型の環境学習」など、集客して実施する施策を位置付けています。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例えば、学習船「うみのこ」は運航を再開しましたが、今年度については、宿泊型ではなく日帰り運航を実施しています。また体験型環境学習は、最小限の定員でオンライン参加と併用で開催されているものもあります。このため、ご意見を踏まえ、「7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項」に以下のとおり追記します。
22	10	7(5) 新型コロナウイルス感染症への対応に関する事項	「琵琶湖保全再生施策の実施に当たっては、必要に応じ、「新しい生活様式」を取り入れる。」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。イメージができないので、具体例を交えてできるだけ詳しく記載いただきたい。	『(5)新型コロナウイルス感染症への対応に関する事項 ・ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた琵琶湖保全再生施策の実施に当たっては、琵琶湖をはじめとする豊かな自然を有する滋賀県の強みを活かしつつ、必要に応じ、密閉・密集・密接の防止や衛生対策を実施するなど、「新しい生活様式」に対応するものとする。』
23	全体	-	琵琶湖保全再生計画を英訳して、世界に発信すべきではないか。	ご意見を踏まえ、今後検討してまいります。
24	-	-	温暖化の進行が早く、「気候変動」ではなく「気候危機」という言葉も使われ始めている。この点を滋賀県からもっと発信すべきではないか。	県において「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」や「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の改定を検討しているところであり、ご意見については庁内で共有してまいります。